

2005年6月6日

## 前払式証票の発行に係る保全契約締結業務の開始について

明治安田生命保険相互会社（社長 金子 亮太郎）は、今般、前払式証票の発行に係る保全契約締結業務を開始し、在京および在阪の大手百貨店等と保全契約を締結いたしました。

これは、2004年11月の「前払式証票の規制等に関する法律施行規則」の改正により、生命保険会社が法律に定める金融機関として認められ、前払式証票の発行に係る保全契約の締結が可能になったことに伴い、当該業務を開始することとなったものです。

今般3月末基準日における保全契約締結実績は、4件49億円となりました。

当社といたしましては、当該業務が、従来より行なっております貸付業務で培った与信ノウハウを活用することができること、また、前払式証票を発行するお客さまへの新たな商品の提供が可能となり、お客さまサービスのより一層の拡充を図ることができることから、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

### 前払式証票とは

前払式証票とは商品券、ギフト券等の各種プリペイドカードの総称。紙ベースのもの以外に電子記録媒体によるものも含まれ、発行額は年間10兆円弱となっています。

前払式証票の発行者は、発行者に対してのみ使用できる証票を発行する「自家型発行者」と発行者以外のサービス提供者に対しても使用できる「第三者型発行者」の2種類があり、後者の代表的なものには、全国百貨店共通商品券、クレジット会社が発行するギフトカードがあります。

前払式証票の発行については、購入者保護のために、「前払式証票の規制等に関する法律」があり、発行者に対しての諸規制等が定められています。

### 保全契約締結業務とは

前払式証票の発行者には、発行者が破綻した場合の購入者等保護のため、未使用残高が1,000万円以上の場合、その1/2以上の金額を供託することが求められています（注1）。供託は現金、国債等の有価証券による供託の他、金融機関と保全契約を締結し、その旨を財務局長に届け出ることにより供託に代えることができるとされています（注2）。

当社は法に定められた金融機関として、発行者との間で発行保証金の供託に関する保全契約を締結し、保証の対価として発行者から保証料を受け取ることとなります。

（注1）発行者の破綻等の場合に、供託された発行保証金から購入者に優先的に弁済されることとなります。

（注2）保全契約は、「発行保証金供託委託契約」の形で締結され、契約期間は毎年3月、9月末日（基準日）の2ヵ月以内の日から翌基準日の2ヵ月後までとなっています（3月末を基準日とする契約は、通常5月～11月）。